

議案第47号

加西市住民票の写し等本人通知制度に関する条例の制定について

加西市住民票の写し等本人通知制度に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年9月3日提出

加西市長 西村 和平

## 加西市住民票の写し等本人通知制度に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき、住民票の写し等を第三者等に交付した場合において、事前に登録した者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求を抑止し、及び不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、「住民票の写し等」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し、消除された住民票の写し、戸籍の附票の写し及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍の謄本又は抄本

2 この条例において、「第三者等」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人。ただし、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機により住民票の写しの交付を請求する者の代理人は除く。
- (2) 住基法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2第1項又は第3項から第5項まで（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

### (対象者)

第3条 本人通知制度を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 住民基本台帳に記録されている者（消除された者を含む。）
- (2) 戸籍の附票に記録され、又は記載されている者（消除された者を含む。）
- (3) 戸籍に記録され、又は記載されている者（除かれた者を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象者としな

### (事前登録)

第4条 本人通知制度を利用しようとする者は、あらかじめその旨を登録するものとする。

(事前登録者への通知)

第5条 市長は、第三者等からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、当該事前登録者に次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び交付通数
- (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

(審議資料)

住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付したとき、事前に登録した方に対して、その交付日、交付証明書の種別、交付通数及び交付請求者の種別を郵送でお知らせする制度（本人通知制度）を導入し、不正取得による被害の防止とともに不正請求の抑制を図るもの。

【概要】

- ・あらかじめ本人通知制度の登録（事前登録）が必要である。
  - ・本人通知の対象となる証明書
    - ①住民票の写し（除住民票含む）②戸籍謄抄本（除籍含む）③戸籍の附票の写し（除附票含む）
  - ・本人通知の記載事項
    - ①交付年月日 ②交付証明書の種別 ③交付通数 ④交付請求者の種別〔本人の代理人請求又は第三者請求（個人・法人・八業士）〕
- ※八業士とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

政策等の形成過程説明資料

平成24年9月定例会

議案等の件名	議案第47号	政策等の区分	計画・事業・ <b>条例</b>
	加西市住民票の写し等本人通知制度に関する条例の制定について		その他( )

①【政策等を必要とする理由】

昨年、全国を跨いだ司法書士らによる住民票の写し等の不正請求事件が発覚しました。本人通知制度は、第三者等が住民票の写し、戸籍の謄抄本及び戸籍の附票の写し等を請求し、加西市がそれらの証明書を交付した場合において、その交付事実を希望する本人に対し速やかに通知するもので、本制度の導入により、不正請求の早期発見及び抑止を図ろうとするものです。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

全国140自治体で、本人通知制度が導入されており、県下では、丹波市、加東市、多可町が導入している。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	
基本計画	

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

住民基本台帳法、戸籍法、加西市個人情報保護条例

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
3,780				3,780

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

**有** ・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

平成24年7月24日から平成24年8月17日までの間、パブリックコメントを実施し、2件の意見がありました。

⑨【政策の効果予測】

本制度の実施により、不正請求の早期発見、事実関係の早期究明が可能となるとともに、不正請求を抑止する効果が期待されます。

担当部局	担当課	添付資料の有無
健康福祉部	市民課	<b>有</b> 無

## ～本人通知制度の概要（案）～

### 本人通知制度とは

この制度は、住民票の写し又は戸籍謄抄本などの証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録をした人に対して、証明書を交付した事実を郵送により通知する制度です。

証明書の交付事実を本人に通知することにより、不正請求を発見し、抑止する効果が期待されます。

※『第三者』とは 住民票の写しにおいては、「同一世帯」以外の者  
戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載のある者、その配偶者、直系親族」以外の者であり、個人、法人、八業士（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）をいいます。

### 本人通知制度を利用するには

あらかじめ本人通知制度の登録（事前登録）が必要になります。「本人通知制度登録申請書」を受付場所にて記入して提出してください。

登録受付日の翌水曜日（休日の場合はその翌開庁日）に登録が完了しますので、登録完了日以降に交付した証明書が通知の対象となります。

なお、他の市区町村に住民登録をしている人や、疾病により直接窓口申請を行うのが困難な人など、やむを得ない事情がある場合は「郵送による申請」も可能です。

### 事前登録の対象者

加西市の住民基本台帳に記載されている人（除かれた人を含む）

加西市の戸籍に記載されている人（除かれた人を含む）

### 事前登録の期間

本人通知制度の事前登録は、登録日から3年で自動的に終了となります。引き続き本人通知制度の利用を希望される方は、更新の手続きが必要です。

### 本人通知の対象となる証明書

- ① 住民票の写し（除住民票を含む）
- ② 戸籍謄抄本（除籍を含む）
- ③ 戸籍の附票の写し（除附票を含む）

### 本人通知の記載事項

代理人や第三者に証明書を交付した場合の通知内容は

- ①交付年月日
- ②交付証明書の種別
- ③交付通数
- ④交付請求者の種別の4項目です。

※交付請求者の氏名や住所を通知することは出来ません。

# 本人通知制度の登録を希望される方へ

本人通知制度の利用は、希望者に限るため事前に登録が必要です。登録を希望される方は「本人通知制度登録申請書」を提出してください。受付時に窓口に来られた方の本人確認を行います。

<b>受付日時</b> <b>受付場所</b>	<p>&lt;受付場所&gt; 加西市役所 健康福祉部市民課（本庁 1階②③番窓口）</p> <p>&lt;受付場所&gt; 月曜日～金曜日（平日のみ） 午前8時30分～午後5時15分</p>
<b>必要なもの</b>	<p><b>登録者本人が申請する場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録者本人の「本人確認書類」</li> </ul> <p>※運転免許証、パスポート、住基カード、保険証、年金手帳など</p>
	<p><b>代理人が申請する場合</b></p> <p>(1) 未成年者の法定代理人（親権者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代理人の「本人確認書類」</li> <li>登録者の戸籍謄抄本（親権者を確認できる書類）</li> </ul> <p>※登録者の本籍が加西市の場合は省略可</p>
	<p>(2) 成年被後見人の法定代理人（成年後見人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代理人の「本人確認書類」</li> <li>後見人であることが確認できる書類</li> </ul> <p>※登記事項証明（発行後3ヶ月以内のもの）、審判書の写しなど</p>
	<p>(3) その他の代理人（<u>登録者本人が申請できない場合に限る</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代理人の「本人確認書類」</li> <li>委任状</li> </ul>

※ 登録が完了し、本人通知制度が適用されるのは、登録受付日の翌水曜日（休日の場合はさらにその翌開庁日）からになります。

※ 他の市区町村に住民登録をしている人や、疾病により直接窓口申請を行うのが困難な人など、やむを得ない事情がある場合は「郵送による申請」も可能ですのでご相談ください。

問い合わせ先 : 加西市健康福祉部市民課 ☎0790-42-8720  
 受付日時 : 月曜日～金曜日（平日のみ）  
 午前8時30分～午後5時15分